

件 名 国民健康保険制度の改善を求める意見書の提出について

要 旨

4 年半に及ぶ新型コロナの感染拡大、そして異常な物価高騰と上がらない賃金、医療・介護などの負担増により、県民の暮らしは深刻な打撃を被っている。とりわけ、国民健康保険制度においては、加入者の 8 割近くを占める非正規労働者や年金生活者、そして自営業者、農林水産業者など、低所得者と高齢者が多く、加入者に苦難をもたらしてきた。

また、加入者の負担能力を超えた高い保険料による滞納や、多額の窓口負担で受診をためらい、あきらめ、手遅れになる事態も生じている。

さらに政府は、現行保険証を 2024 年 12 月 2 日で廃止し、マイナンバー保険証への事実上の強制を進めている。能登半島地震では停電が続き、マイナンバーカード紐付けの保険証が使用できない状況が起きた。誰もが安心して医療を受けられるためにも、現行保険証を継続して発行することが求められている。

国民健康保険制度は戦前の「相互扶助」制度から、戦後は社会保障制度として、国が財政的責任を負い、運営は加入者の実態を最もわかっている自治体が担う制度へと転換した。

しかし、1984 年国保法改正により、国は、それまでの国保財政への国庫負担率、総医療費の 45%（給付費の約 60%）を給付費の 50%に変え、総医療費 38.5%に当たる国庫負担率を大幅に縮減してきた。この国庫負担率引き下げが、地方自治体の国保財政を直撃し、その後の度重なる国保料（税）の引き上げの原因になっている。その結果、支払えない被保険者を増加させている。

また、資格証明書の発行、一般会計からの法定外繰入の解消、保険料水準の統一、健康保険証の廃止問題など、国保加入者と市町村に重大な影響を及ぼす課題が山積みである。

加入者のくらしと働き方、健康の実態や滞納者の実情などにふさわしい社会保障制度としての国民健康保険制度にしていくことが緊急かつ切実に求められている。

以上の趣旨から、国に対し、次項について意見書を提出願いたい。

1. 公費 1 兆円を投入し、協会けんぽ並みの保険料（税）にすること。
2. 18 歳までの子どもに係わる被保険者均等割額の減免を早期に実現すること。
3. 健康保険証の廃止を中止し、現行の健康保険証を存続すること。